

健康保険法の一部改正について

令和4年1月1日より下記項目のとおり改正となりますので、お知らせいたします。

1. 傷病手当金の支給期間の変更

傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

2. 任意継続被保険者制度の変更

任意継続被保険者の資格喪失要件に「被保険者からの申出」が追加されます。

資格喪失要件

- 1) 加入期間が満了したとき
- 2) 就職して新たに社会保険に加入したとき
- 3) 被保険者が死亡したとき
- 4) 納期期限までに保険料を納付しないとき
- 5) 被保険者からの申出（今回追加）